

CONTENTS

当金庫の概要	P1
上越信用金庫のあゆみ	P2
内部管理基本方針・ リスク管理体制について	P3
コンプライアンス体制について・ 金融ADR制度への対応	P4
総代会について	P5
事業性評価に基づく課題解決型 (地域密着型) 金融への取組み状況	P7
中小企業の経営改善及び地域の 活性化のための取組み状況	P8
貸借対照表	P9
貸借対照表・注記	P10
損益計算書等	P13
預金業務等	P14
貸出金業務等	P15
有価証券等	P16
リスク管理債権等	P18
自己資本の充実の状況 (定性的な事項)	P19
(定量的な事項)	P21
経営分析	P30
店舗のご案内	P32
役員紹介・組織図	P33

上越信用金庫を
ご理解
いただくために

ディスクロージャー誌

2026 上越信用金庫の現状

2025.4.1 - 2026.3.31

経営理念

地域金融機関として、地域社会の繁栄を願い、人々の夢の実現と中小企業の発展に貢献する。

基本方針

1. 「共存共栄」「相互扶助」の原点に立ち地域からの信頼に応えます。
2. 「健全・公正」な経営を維持し地域の未来を創造します。
3. 「信用」を第一の宝としお客様の視点に立って考えます。
4. 奉仕の心とチャレンジ精神豊かな「人材」を育成します。

3か年経営計画の目指すべき姿

「地域に必要とされ、選ばれる金融機関」になる。

3か年経営計画の方針

金庫の持続可能性を高め、地域の繁栄と職員の幸せを目指す。

当金庫の概要

- 創立年月日 大正14年7月7日
- 設立年月日 平成16年1月19日
(直江津信用金庫・高田信用金庫合併)
- 出 資 金 7億8百万円
- 預金・積金 2,206億3千9百万円
- 貸 出 金 744億5百万円
- 会 員 数 15,744名
- 自己資本比率 12.67%
- 店 舗 数 14店舗
- 常勤役員数 162名
- 営 業 地 域 上越市・妙高市・糸魚川市・十日町市・
柏崎市(米山町、大字大平、大字大清水、
大字笠島、大字蔭野、大字高畔、
大字青海川、大字上輪、大字上輪新田)



主な事業内容

- 1 預金及び定期積金の受入れ
- 2 資金の貸付け及び手形の割引
- 3 為替取引
- 4 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - ① 債務の保証又は手形の引受け
 - ② 有価証券(⑤に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)
 - ③ 有価証券の貸付け
 - ④ 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - ⑤ 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証券の取得・譲渡に係る付随業務)
 - ⑥ 短期社債等の取得又は譲渡
 - ⑦ 次に掲げる者の業務の代理
 - 株式会社日本政策金融公庫
 - 独立行政法人住宅金融支援機構
 - 日本銀行
 - 年金積立金管理運用独立行政法人
 - 独立行政法人農林漁業信用基金
 - 独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - 東日本建設業保証株式会社
 - 一般社団法人しんぎん保証基金
 - 一般社団法人全国石油協会
 - 公益社団法人全国市街地再開発協会
 - 公益財団法人不動産流通推進センター
 - 独立行政法人福祉医療機構
 - 独立行政法人勤労者退職金共済機構
 - ⑧ 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
 - イ 金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
 - ⑨ 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
 - 信金中央金庫
 - 株式会社りそな銀行
 - ⑩ 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - ⑪ 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - ⑫ 振替業
 - ⑬ 両 替
 - ⑭ デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの(⑤に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - ⑮ 金融等デリバティブ取引(⑤及び⑭に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - ⑯ ファイナンス・リース取引の媒介(会員又はこれに準ずる者として信用金庫法施行規則で定めるもののためにするものに限る。)
 - ⑰ 金の取扱い
- 5 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4により行う業務を除く。)
- 6 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - ① 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
 - ② 当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証票の販売業務等
 - ③ 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
 - ④ 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

大正

- 14. 7. 7 有限責任直江津町信用組合の設立認可を得る
- 12. 1 業務開始

昭和

- 19. 10. 25 市街地信用組合法により直江津信用組合と称す
- 24. 12. 8 古城支所開設
- 26. 10. 31 信用金庫法の施行に伴い改組、直江津信用金庫となる
- 28. 11. 16 柿崎支店 開設
- 29. 3. 31 預金量1億円達成
- 4. 21 内国為替取引業務の取扱開始
- 33. 3. 11 外郭団体「信友会」発足
- 35. 10. 31 大瀧支店 開設
- 39. 4. 1 新潟県収納代理店の指定を受ける
- 42. 10. 30 本店現在地に新築移転
- 44. 3. 31 預金量50億円達成
- 46. 5. 26 春日支店 開設
- 48. 8. 17 預金量100億円達成
- 49. 9. 12 名立出張所（現：名立支店）開設
- 50. 10. 19 創立50周年記念式典挙行
- 53. 12. 22 日本銀行と当座取引開始
- 54. 10. 2 浦川原支店 開設
- 12. 20 日本銀行と歳入代理店契約締結
- 55. 10. 6 有田支店 開設
- 56. 7. 7 五智支店 開設
- 58. 7. 7 能生支店 開設
- 60. 6. 5 昭和町支店 開設

平成

- 1. 6. 1 両替商業取扱開始
- 7. 10. 26 創立70周年を祝う会開催
- 8. 3. 31 預金量1,000億円達成
- 9. 10. 13 松代支店 開設
- 13. 3. 5 投資信託窓口販売の取扱開始
- 4. 2 損害保険窓口販売の取扱開始
- 10. 1 生命保険窓口販売の取扱開始
- 15. 6. 2 商工貯蓄共済事業幹旋融資の取扱開始
- 6. 12 個人向け国債の取扱開始
- 8. 20 直江津信用金庫・高田信用金庫合併契約書調印
- 16. 1. 19 合併により「上越信用金庫」スタート
- 17. 6. 13 個人向けインターネットバンキングの取扱開始
- 19. 10. 9 店舗統廃合の実施（「犀潟支店」「本町支店」「城南支店」「城東支店」廃止）
- 21. 4. 1 WEB-FBIにおける「電子証明書認証」サービスの取扱開始
- 4. 2 ネット口座振替受付サービスの取扱開始
- 11. 24 有田支店新築移転オープン
- 25. 2. 18 「でんさいサービス」の取扱開始
- 6. 3 「相続定期預金」の取扱開始
- 9. 2 車検サポート定期積金「WINカー」の取扱開始
- 9. 6 「教育資金一括贈与専用普通預金」の取扱開始
- 10. 1 「合併10周年マイカーローン特別キャンペーン」の実施
- 11. 1 「合併10周年記念懸賞付定期預金キャンペーン」の実施
- 26. 11. 1 「北陸新幹線開業記念定期預金」の実施
- 27. 7. 13 上田信用金庫と業務提携
- 10. 1 上越信用金庫・上田信用金庫業務提携企画「マイカーローンキャンペーン」の実施
- 11. 2 上越市と包括連携協定を締結
- 28. 4. 25 大学前支店新築移転オープン
- 29. 4. 3 名立支店新築移転オープン
- 6. 15 「上越市立新水族博物館応援定期預金キャンペーン」の実施
- 30. 7. 17 昭和町支店新築移転オープン

旧高田信用金庫のあゆみ

大正

- 6. 6. 26 産業組合法による有限責任力行信用組合設立
- 7. 3. 14 名称を有限責任高田信用組合と変更
- 12. 4. 23 有限責任高田市在郷軍人信用組合設立
- 14. 10. 5 両信用組合を解散、新たに有限責任高田興業信用組合として再発足

昭和

- 3. 6. 26 事務所を本町三丁目に移転
- 13. 2. 23 名称を有限責任高田市信用組合に変更
- 18. 7. 14 市街地信用組合法による高田市信用組合に移行
- 26. 10. 20 信用金庫法の施行に伴い高田市信用金庫と改組改称
- 31. 7. 1 稲田支店 開設
- 39. 9. 10 名称を高田信用金庫に変更
- 41. 6. 10 城北支店 開設
- 44. 10. 14 南支店 開設
- 54. 8. 27 糸魚川支店 開設
- 58. 4. 5 大学前支店 開設

令和

- 1. 7. 10 WEB完結ローン「しんぎんカードローン」・「ときめきローン」の取扱開始
- 12. 16 マルチQRコード決済サービス「スターペイアプラス」の取扱開始
- 12. 30 通帳アプリの取扱開始
- 2. 7. 1 上越しんぎん奨学ローン「ふるさと・未来応援団」の取扱開始
- 8. 3 SDGs宣言の公表
- 3. 2. 15 マイカーローン・教育ローンWEB完結の取扱開始
- 9. 1 住宅ローンWEB申込の取扱開始
- 4. 1. 31 寄付つき融資「SDGs応援融資 “希望”」の取扱開始
- 6. 17 三井住友海上保険株式会社との間でSDGsに関する包括連携協定を締結
- 5. 8. 7 はれまち支店開設（「春日支店」「城北支店」統合）
- 10. 1 マスコットキャラクター「上杉の信ちゃん」登場
- 11. 20 「合併20周年記念 上杉の信ちゃん定期預金キャンペーン」の実施
- 6. 2. 13 マイカーローン「合併20周年記念特別金利キャンペーン」の実施
- 8. 1 DX認定事業者認定
- 9. 6 特定非営利活動法人上越地域活性化機構と地域DXに関する包括連携協定を締結
- 7. 1. 6 「創立100周年記念 登半島復興応援定期預金 エール」の取扱開始
- 2. 10 「創立100周年記念マイカーローンキャンペーン」の実施
- 3. 3 上越しんぎん会発足
- 6. 24 株式会社日本政策金融公庫と危機事象発生における業務連携に関する覚書を締結
- 7. 7 「創立100周年記念定期預金キャンペーン」の実施
- 7. 18 創立100周年記念式典開催
- 9. 6 創立100周年記念特別講演会「橋下徹の一刀両断！時局を斬る」開催
- 10. 12 創立100周年記念ゴルフコンペ開催
- 12. 1 「創立100周年記念住宅ローンキャンペーン」の実施
- 8. 3. 30 株式会社フォーバルと包括連携協定を締結

内部管理基本方針・リスク管理体制について

◆内部管理基本方針

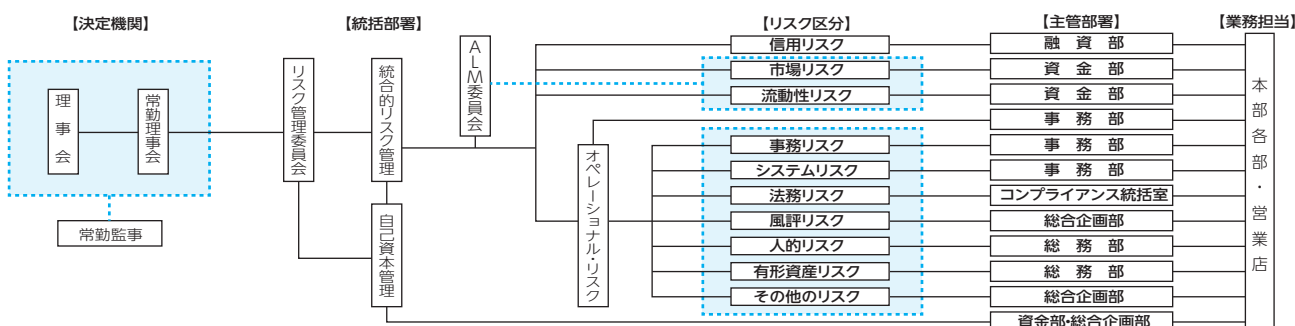
当金庫は、信用金庫法ならびに同法施行規則に基づき、「理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制」を「内部管理基本方針」として定めております。

◆リスク管理体制について

当金庫では、地域の協同組織金融機関として地域に貢献していくに当たり、高度化・複雑化するさまざまなリスクを総体的に捉え、経営体力（自己資本）に見合ったリスクテイクとコントロールを行う「統合的リスク管理態勢」を強化することで、適正収益の確保と自己資本の充実を図り、経営の健全性を維持してまいります。

また、より一層の体制強化を図るため、統合的リスク管理に係る「管理体制」や「管理手法」を定めた管理方針・規程等に基づき、リスク管理委員会等を組織するとともに、リスク毎に主管部署及び関連部署を定め、これら関係部署が連携して管理することで、リスク管理体制の充実に努めております。

◆統合的リスク管理体制組織図



◆リスクの種類と管理について

信用リスク

信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化等により融資の回収（元金、利息）が困難になり、損失を被るリスクをいいます。当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、営業推進部門と融資審査部門を分離するとともに、相互牽制に基づく厳格な審査体制を構築し、健全な審査管理業務の運営に努めております。また、お取引先の業況把握や経営支援を行うとともに、厳格な資産査定を実施し、適正な償却・引当を行っております。

市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場の変動要因により、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。当金庫では、ALM委員会を設置し、金利、為替、株式などの市場変動による収益への影響を予測、分析することで、安定的かつ効率的な資産・負債管理に努めております。

流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ預金の払出し等により、必要な資金の確保ができず資金繰りが困難になったり、あるいは、市場の混乱等で著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。当金庫では、資金の調達・運用状況を常に把握し、安定的な資金繰りを行うため、適正な支払準備資産を確保しております。

オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、または外的な事象により損失を被るリスクをいいます。具体的には、事務リスク・システムリスク・法務リスク・風評リスク・人的リスク・有形資産リスク等があげられます。

・事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクをいいます。当金庫では、日々の中で発生する事務リスク発生事象を収集するとともに、これら集積データを分析し、再発防止策を講じることで事務リスク顕在化の未然防止に努めております。

・システムリスク

コンピュータシステムの障害または誤作動等、システムの不備に伴い損失を被るリスク、さらに、コンピュータの不正使用、顧客データ等の紛失、破壊、改ざん、漏洩等により損失を被るリスクをいいます。当金庫が加盟するしんきん共同センターでは、通信回線の二重化及びバックアップセンターの設置など、災害発生時のオンラインシステムの確保に万全を期しております。また、お客様の情報を適切に保護するため「情報資産保護に関する基本方針」に基づき各種の情報管理規程を制定しているほか、庫内ネットワーク上のファイルやデータを暗号化する「情報セキュリティシステム」を導入するなど、システムリスクに対する万全な管理体制を整えております。

・法務リスク

金庫経営や金庫取引等において、法令、規則及び社会的、倫理的規範等に違反する行為、並びにその恐れのある行為が発生することにより信用の失墜を招き、損失を被るリスクをいいます。当金庫では、より強固な法令遵守体制を確保するためコンプライアンス委員会を設置し、営業店の指導・検証を実施することで、役職員の法令遵守の徹底を図り、企業倫理の確立と企業風土の醸成に努めております。

・風評リスク

金融機関の資産の健全性や収益力、自己資本などのリスク耐受力、規模、成長性、利便性など金融機関の評判を形成する内容が劣化し、当金庫への安心度、親密度が損なわれることにより生じる風評や役職員や第三者の行為により生じた風評・その流布等によって、損失を被るリスクをいいます。当金庫では、風評リスクが経営に与える影響の大きさを認識し、きめ細かな情報開示を行うことで、お客様との強固な信頼関係が構築できるよう体制を整備してまいります。また、お客様からの苦情・要望等については速やかに経営陣に報告する体制とし、役職員全員が共通認識を持って、スピーディーに対応することで信頼される企業づくりに努めております。

・人的リスク

人事運営上の評価等に関する不公正やセクシュアル・ハラスメント等に関する差別的行為により、経営や業務運営に重大な支障をきたし、損失を被るリスクをいいます。当金庫では人事考課制度の導入などにより、厳正且つ公正な職場環境の整備に努めております。

・有形資産リスク

災害等の事象から建物・什器設備等の資産の毀損や業務運営環境の質の低下等により損害を被るリスクをいいます。当金庫では有形資産を必要に応じて、適切に点検・補修等の管理を行うとともに、災害発生等の万が一の事態を想定し「危機管理計画書」を整備し、緊急時に備えております。

コンプライアンス体制について・金融ADR制度への対応

◆コンプライアンス体制について

ー法令等遵守についてー

当金庫は、お客様は勿論のこと、地域社会から高い信頼を得るため、経営の自己責任と公共的使命を踏まえ、法令及び庫内規程はもとより、社会規範や倫理に適った行動を理念として業務運営に努めております。

ー行動基準ー

当金庫は、法令等遵守のため、次のコンプライアンス基本方針のもと、コンプライアンス規程を定め、行動の基準としております。

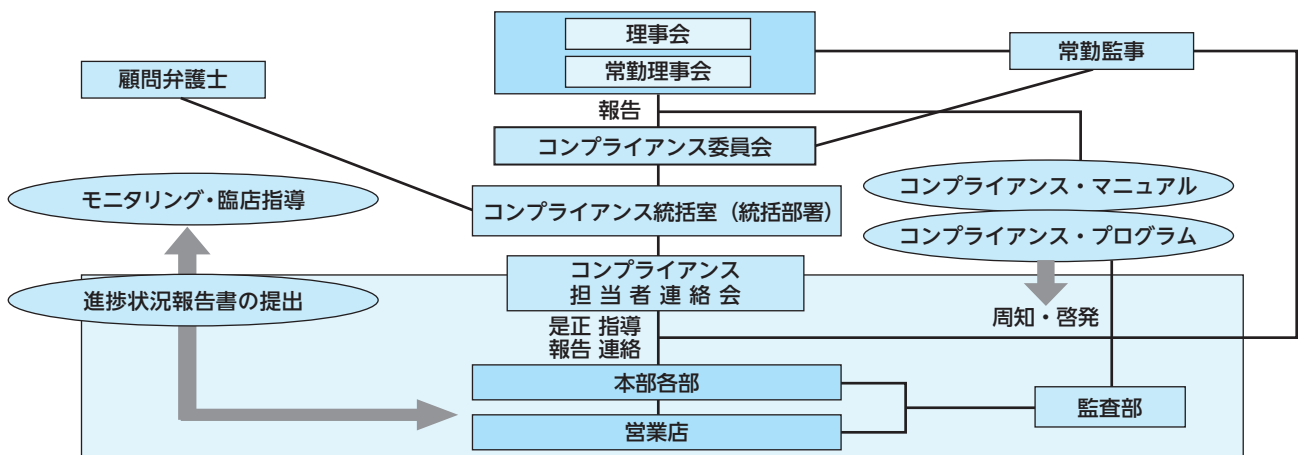
コンプライアンス基本方針

- ① 私たちは、社会的責任と公共的使命を自覚し、健全な企業活動に努めます。
- ② 私たちは、法令等を遵守し、公正な業務運営に努めます。
- ③ 私たちは、反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で対応します。

ーコンプライアンスの推進ー

当金庫は、コンプライアンスの実践のため、年度プログラムを策定するとともに、実行状況を分析・評価し、業務に反映させています。また、全役職員にコンプライアンス研修を計画的に履修させるほか、具体的行動手引書（コンプライアンス・マニュアル）を配付し、法令等遵守に努めております。

ーコンプライアンス系統図ー



◆反社会的勢力に対する基本方針

私ども上越信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備え、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては民事と刑事の両面から法的対応措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

◆金融ADR制度への対応

【苦情処理措置】

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しております。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は29ページ参照）またはコンプライアンス統括室（電話：025-543-3184）にお申し出ください。

【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）ならびに新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫コンプライアンス統括室」にお尋ねください。

◆総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、お客様満足度調査を実施するなど、日常の事業活動を通じて、総代会や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

◆総代の任期・定数とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は、70人以上160人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。

なお、令和8年3月31日現在の総代数は98人で、会員数は15,744人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表者として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者選考を経て選任されます。

- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

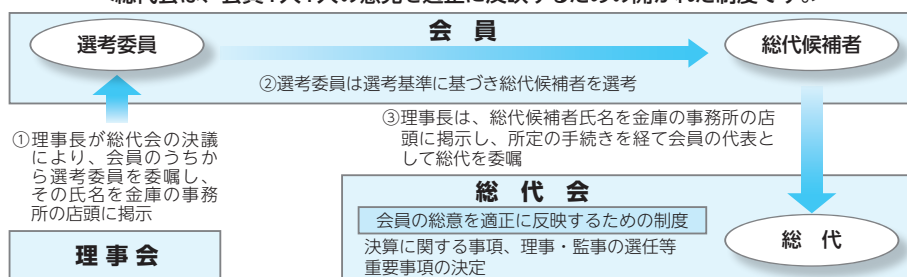
◆総代候補者選考基準

下記の要件を充足し、総代選考委員が適格と認めた人であること。

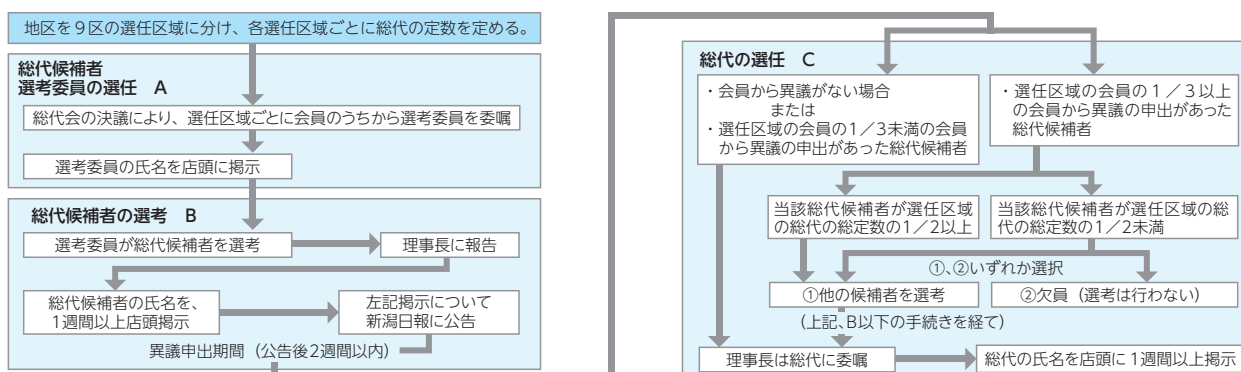
1. 当金庫の会員であること。
2. 就任時点で80歳を超えていない人であること。
3. 地域における信望が厚く、総代として相応しい見識を有している人であること。
4. 良識をもって正しい判断ができる人であること。
5. 人格、識見にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している人であること。

◆総代会の仕組み

<総代会は、会員1人1人の意見を適正に反映するための開かれた制度です。>



◆総代が選任されるまでの手続きについて



◆通常総代会の決議事項

令和8年6月23日 第103期通常総代会において、次の事項が付議されました。

- ①報告事項
第103期 業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
以上の内容を報告いたしました。

- ②決議事項
第1号議案 剰余金処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 会員除名の件
第4号議案 総代候補者選考委員36名選任の件
第5号議案 理事2名選任の件
第6号議案 監事1名選任の件
第7号議案 退任理事、退任監事に対し退職慰労金贈呈の件

◆総代の氏名紹介

令和8年6月23日現在 総数98名

選任区域		人 数	氏 名
第1区	上越市（直江津地区）	12名	相澤 吉久 ⑧、伊藤 顕一 ①、稲垣 研二 ⑥、猪嶋 一男 ②、江口 修一 ⑧、大嶋 正寛 ②、小林 正夫 ⑧、笹川 壽一 ③、高舘 徹 ②、前川 秀樹 ③、山岸 匡之 ③、山崎 邦夫 ⑥
第2区	上越市（有田地区、北諏訪地区、頸城地区）	11名	今川 義英 ⑧、内山 嘉一 ④、青海 一由 ④、太田 伸一 ④、熊木 繁雄 ②、土橋 均 ②、野澤 一三 ④、萬羽 博文 ④、本山 和之 ④、山田 政彦 ⑥、横川 幸男①
第3区	上越市（春日地区）	12名	上石 秀一 ③、磯 久晴 ⑧、上野 光陽 ②、大島 富士男 ④、風間 正勝 ⑥、宜春 智正 ③、清水 春良 ④、西山 俊彦 ④、馬場 照雄 ②、町田 弘宣 ①、宮越 英雄 ①、和久井 衛 ③
第4区	上越市（高田地区西部、和田地区）	12名	小倉 潔 ④、小山 隆一 ①、佐藤 信 ③、柴田 一可 ①、清水 信博 ③、常谷 登 ②、高野 信平 ③、高橋 孫左衛門 ⑧、高林 清茂 ⑧、徳永 康弘 ①、山本 啓一 ③、横山 亘 ③
第5区	上越市（高田地区東部）	11名	飯塚 宏佳 ②、石倉 悟 ③、稲垣 裕一 ①、大島 伸彦 ④、岡庭 洋一 ⑧、加藤 裕三 ④、高坂 光一 ②、町田 謙次 ⑧、真野 耕太郎 ④、本山 秀樹 ④、山口 寿明 ③、
第6区	上越市（桑取・谷浜地区、金谷地区、名立地区）	9名	池田 孝義 ①、市村 亮一 ①、上野 猛 ④、小菅 江美 ②、竹田 宏 ⑤、塚田 健一 ②、原田 秀樹 ③、古川 泰男 ④、宮越 拓矢 ②
第7区	上越市（新道地区、保倉地区、諏訪地区、津有地区、三郷地区、高土地区）	10名	梅川 政明 ④、荻原 潔 ④、清水 恵一 ⑧、高橋 正彦 ②、立入 敏雄 ⑤、中島 浩一 ③、中島 宜夫 ①、広瀬 真一 ④、宮本 尚紀 ①、山田 敏則 ④
第8区	上越市（八千浦地区、大潟地区、柿崎地区）	12名	五十嵐 敏夫 ③、池野 和男 ①、佐藤 房一 ⑧、新貝 広太郎 ②、竹内 誠 ⑧、竹田 成典 ①、西田 行宏 ②、三牧 好起 ②、室岡 賢一 ④、壘 昭美 ②、森本 富治 ②、渡邊 義孝 ②
第9区	上越市（吉川地区、浦川原地区、大島地区、安塚地区、三和地区、牧地区、清里地区、板倉地区、中郷地区）、糸魚川市、十日町市、妙高市、柏崎市	9名	池田 政広 ④、岩崎 広記 ②、大竹 文一 ②、大月 伸一 ⑤、金子 元 ④、北井 吉雄 ⑧、小嶋 修 ⑧、高澤 憲二 ③、竹田 義寛 ⑧

(注) 丸数字は総代の就任回数（合併後） (敬称略)

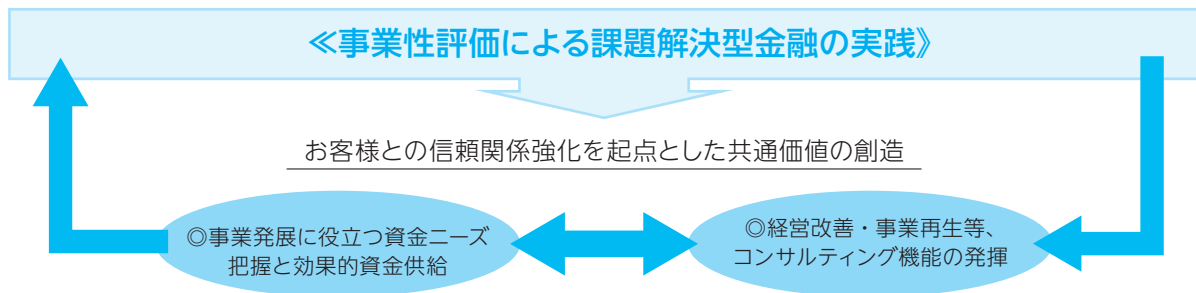
〔総代の属性情報等別構成比〕
職業別：法人役員 87.8%、 個人事業主 9.2%、 個人 3.0%
年代別：70代以上 51.0%、 60代 30.6%、 50代 16.3%、40代 2.1%
業種別：建設業 31.5%、製造業 16.8%、サービス業 10.5%、小売業 8.3%、飲食業 4.2%、不動産業 4.2%、不動産賃貸業 3.0%、電気工事業 2.1%、製材業 2.1%、鉄工業2.1%、卸売業 2.1%、教育業 2.1%、医療 1.1%、運輸業 1.1%、自動車整備業1.1%、宗教法人 1.1%、宿泊業 1.1%、醸造業1.1%、設備工事業1.1%、農業 1.1%、保険代理店1.1%、旅客運送業 1.1%

(注) 業種別の構成比は法人・法人代表者及び個人事業主に限る。

事業性評価に基づく課題解決型（地域密着型）金融への取組み状況

当金庫は、中小企業・小規模事業者の経営改善ならびに地域の活性化に向けて、活動方針に基づき、積極的な取組みをいたしました。

《取組み方針》



I. 課題解決型（地域密着型）金融への取組み

当金庫は、中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」の登録（関東財務局・関東経済産業局認定）により、地域経済や産業の現状と課題を認識・分析するとともに、様々なライフステージにあるお取引先ごとの事業内容や成長可能性を適切に評価（事業性評価）させていただき、地域の支援機関や外部専門機関・専門家との連携を図りながらコンサルティング機能の発揮に取組んでいます。

II. 中小企業の経営支援に関する取組み

1. 創業・新規事業開拓の支援

※「創業塾」の共催

主催：上越商工会議所

共催：「上越市創業支援ネットワーク」、上越市、妙高市、糸魚川商工会議所、新井商工会議所、関東信越税理士会高田支部

開催日：令和7年9月13日、20日、27日、10月4日、25日〔全5回〕開催時間：13：00～17：40

受講者：37名（昨年度36名）

当金庫は上越市、上越商工会議所、株式会社日本政策金融公庫高田支店、新潟県信用保証協会、上越市内の地域金融機関（株式会社第四北越銀行、株式会社八十二長野銀行、株式会社大光銀行、新井信用金庫、新潟県信用組合）と連携し、創業希望者への幅広い支援を行い、地域の活性化につなげるため「上越市創業支援ネットワーク」を組成しております。

上越市創業支援ネットワークは、創業・開業に関するセミナーや様々な課題を解決するための専門家相談、支援制度の情報提供等の経営サポートを行い、地域における開業率の向上、雇用の促進を図ってまいります。

○参考：令和7年度 当金庫の創業関連融資実行額 41先320百万円



2. 成長段階における支援

* 持続的な成長・発展をサポート

・商談会・ビジネスパートナー紹介の取組み

〔令和7年度 各種マッチング参加先：12先〕

「当金庫取引先間マッチング支援」

「信金中央金庫企画マッチング事業」

「上越ケーブルビジョン（株）販路開拓支援」

「長野しんさんビジネスフェア」（長野信用金庫主催）

「新潟県しんさん個別商談会」（新潟県内9金庫共催）

「ビジネスマッチング個別相談会in上越」（上越商工会議所主催）

「よい仕事おこしフェア」（よい仕事おこしネットワーク主催※事務局：城南信用金庫）

通年対応

通年対応

通年対応

5月開催

9月開催

11月開催

11月開催

中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組み状況

- ・各種補助金の申請支援
各種補助金申請書の作成支援から採択までの一元管理、補助金制度情報の収集・発信
〔補助金採択実績〕
（国の補助金）ものづくり補助金1件、事業再構築補助金1件
（県・市の補助金）価格高騰設備導入補助金2件、その他の補助金9件
- ・産学金連携支援
信州大学繊維学部との産学金連携による技術支援〔平成24年連携開始以降、累計29先支援〕
- ・農業従事者への経営支援
当金庫農業アドバイザーを中心とした定例訪問活動
〔農業信用保証基金制度〕の紹介

3. 経営改善・事業再生支援

＊外部専門機関等との連携支援

- ・新潟県中小企業活性化協議会等の公的支援機関、新潟県よろず支援拠点事業等の専門家派遣事業の活用による経営支援
新潟県中小企業活性化協議会との連携支援先 2先
〔外部専門家紹介、経営改善計画策定・実行支援、バンクミーティング開催による金融機関調整（条件変更、資金調達への対応）〕
よろず支援拠点、公益財団法人にいがた産業創造機構を活用した支援実績 24先 67回
〔経営改善計画策定支援、アクションプラン実行支援、補助金申請支援、売上増加・利益率改善支援、販路拡大支援、人材の調達・育成支援、業務効率化支援、広告宣伝支援〕

4. 事業承継支援

＊安心・円滑な事業承継をサポート

円滑な事業承継の実現をサポートするために、中小企業基盤整備機構等の公的機関や地元の税理士事務所等と業務連携を締結し、事業承継の「準備期～実行期～成長・発展期」までの様々な場面に応じた支援体制を構築いたしました。また、地元の行政、商工会議所、地域金融機関の共催による「事業承継セミナー」を平成28年より毎年1～2回開催しています。

- ・支援（活用）メニュー <外部専門機関・専門家等との連携支援>
新潟県事業承継・引継ぎ支援センターの支援事業 4先 10回（事業承継・事業譲受の相談受付、課題解決支援、M&A仲介）

Ⅲ. 地域の活性化に関する取組み状況

1. 「ふるさと絆プロジェクト2025」

- ・「信用金庫の日」の取組み
- ・環境保全活動
- ・金融リテラシー活動

2. 情報提供活動

上越地域の中小企業の景況感等の情報発信として、平成23年9月より『景気動向調査』を実施し、令和8年3月末現在、地域への情報発信を58回行っております。

○経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証ガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

(1) 経営者保証に関する取組方針

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインならびに当金庫独自の経営者保証ガイドライン促進制度（以下、「GL促進制度」という。）を融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- ▶ お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性ならびにGL促進制度（※）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
（※） GL促進制度とは、「ガイドライン」が適用とならないお客さまにつきましても、当金庫が制定した一定条件を満たす場合には、経営者保証を付さずに融資等がご利用いただける制度です。
- ▶ 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ▶ 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- ▶ お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインならびにGL促進制度に即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ▶ 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ▶ また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ▶ お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

(2) 「経営者保証ガイドライン」への取組状況

	2024年度	2025年度
新規に無保証で融資した件数	1,026件	939件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	64.77%	63.66%
保証契約を解除した件数	78件	22件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数	1件	1件

貸借対照表

◆貸借対照表

(単位：百万円)

資 産	2024年度末 (令和7年3月31日)	2025年度末 (令和8年3月31日)	負債及び純資産	2024年度末 (令和7年3月31日)	2025年度末 (令和8年3月31日)
現金	2,695	2,609	預金積金	219,537	220,639
預け金	70,280	81,107	当座預金	6,507	8,109
買入金銭債権	1,085	1,009	普通預金	124,254	124,846
有価証券	78,842	67,755	貯蓄預金	677	602
国債	4,188	1,975	通知預金	—	—
地方債	2,289	2,553	定期預金	81,819	81,057
社債	38,099	29,907	定期積金	4,400	3,924
株式	29	30	その他の預金	1,878	2,099
その他の証券	34,235	33,288	その他負債	356	464
貸出金	73,913	74,405	未決済為替借	38	40
割引手形	189	120	未払費用	105	197
手形貸付	3,824	3,832	給付補填備金	0	2
証書貸付	63,890	64,408	未払法人税等	21	3
当座貸越	6,008	6,044	前受収益	29	32
その他資産	1,777	1,885	払戻未済金	5	10
未決済為替貸	21	23	払戻未済持分	0	0
信金中金出資金	1,311	1,311	職員預り金	75	72
前払費用	4	4	リース債務	—	—
未収収益	369	448	資産除去債務	31	26
その他の資産	70	98	その他の負債	48	77
有形固定資産	1,406	1,375	賞与引当金	65	66
建物	797	789	退職給付引当金	388	338
土地	407	367	役員退職慰労引当金	82	94
リース資産	—	—	睡眠預金払戻損失引当金	1	0
建設仮勘定	—	—	偶発損失引当金	130	103
その他の有形固定資産	200	218	繰延税金負債	—	—
無形固定資産	26	27	再評価に係る繰延税金負債	7	7
ソフトウェア	17	19	債務保証	232	130
その他の無形固定資産	8	8	負債の部合計	220,802	221,846
前払年金費用	—	—	出資金	717	708
繰延税金資産	90	80	普通出資金	717	708
債務保証見返	232	130	利益剰余金	10,348	9,726
貸倒引当金	△2,018	△1,816	利益準備金	722	717
(うち個別貸倒引当金)	(△1,704)	(△1,716)	その他利益剰余金	9,625	9,009
投資損失引当金	△0	△0	特別積立金	9,000	9,500
			当期末処分剰余金	625	△490
			処分未済持分	△4	△13
			会員勘定合計	11,061	10,421
			その他有価証券評価差額金	△3,552	△3,718
			土地再評価差額金	20	19
			評価・換算差額等合計	△3,532	△3,698
			純資産の部合計	7,529	6,723
資産の部合計	228,331	228,570	負債及び純資産の部合計	228,331	228,570

※貸借対照表・注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 15～39年
その他 2～60年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算、銀行取引停止処分等法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻先と同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権のうち、「債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額（以下、「非保全額」という。）」が関連先も含め一定金額以上となる債務者については、非保全額から「合理的に見積もられたキャッシュ・フローにより回収可能な部分」を除いた残額を計上しております。非保全額が一定金額未満の債務者については、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき予想損失率を求め、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。
上記以外の債務者（「正常先」「その他要注意先」「要管理先」）に係る債権のうち、「正常先」及び「その他要注意先」については主として今後1年間の、「要管理先」については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき予想損失率を求め算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店（営業関連部署）並びに融資部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。
なお、破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は146百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用 ：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異 ：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から損益処理
- 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- 制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）
年金資産の額 1,796,855百万円
年金財政計算上の数理債務の額と
最低責任準備金の額との合計額 1,828,746百万円
差引額 △31,890百万円
- 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和7年3月分）
0.1528%
- 補足説明
上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円（及び基本金95,415百万円）であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金29百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記（2）の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額35百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額2,610百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものと並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 424百万円
危険債権額 4,104百万円
三月以上延滞債権額 ー百万円
貸出条件緩和債権額 225百万円
合計額 4,754百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は120百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
歳入代理店担保として有価証券500百万円、公金収納事務取扱担保及び新潟県農業信用基金協会保証の負担金として現金1百万円を差し入れております。また、為替決済の取引の担保として預け金（定期預金）5,000百万円、当座貸越の根担保として預け金（定期預金）4,000百万円を差し入れております。

19. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、旧高田信用金庫は事業用土地の再評価を行っております。合併により当該再評価を引き継ぎ、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額7百万円を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額19百万円を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。再評価を行った年月日 平成14年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額は、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を5百万円上回っております。
20. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は60百万円であります。
21. 出資1口当たりの純資産額4,836円43銭
22. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金についても、金利の変動リスクに晒されております。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当金庫は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごととの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などとの与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
②市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には資金部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。
(ii) 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごと管理しております。
(iii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、統合的リスク管理基本方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理要領に従い行われております。
このうち、資金部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は資金部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。
(iv) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫では、「預け金」、「有価証券」のうち債券及び投資信託、「貸出金」、「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量及び有価証券の評価損益がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和8年3月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は全体で4,239百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

- ③資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
23. 金融商品の時価等に関する事項
令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金（※1）	81,107	80,548	△559
(2) 買入金銭債権	1,009	992	△17
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	31,977	27,351	△4,626
その他の有価証券	35,777	35,777	—
(4) 貸出金（※1）	74,405		
貸倒引当金（※2）	△1,816		
	72,588	70,835	△1,752
金融資産計	222,460	215,504	△6,955
(1) 預金積金（※1）	220,639	220,521	△118
金融負債計	220,639	220,521	△118

（※1）預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については24、25に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利から求めたスワップレートを用いております。

貸借対照表

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)	
区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	24
組合出資金（※2）	1,317
合 計	1,342

- (※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。
- (※2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	22,300	29,800	25,600	500
買入金銭債権	574	435	—	—
有価証券	5,649	22,356	19,820	23,546
満期保有目的の債券	2,909	5,360	6,300	17,408
その他有価証券	2,740	16,996	13,520	6,138
貸出金（※）	11,228	21,107	17,924	17,632
合 計	39,751	73,698	63,344	41,679

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（※）	208,260	12,130	1	247
合 計	208,260	12,130	1	247

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券

		種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの		国債	—	—	—
		地方債	—	—	—
		社債	—	—	—
		その他	2,608	2,628	19
		小 計	2,668	2,688	19
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの		国債	—	—	—
		地方債	—	—	—
		社債	60	60	—
		その他	29,309	24,662	△4,646
		小 計	29,369	24,722	△4,646
合 計			31,977	27,351	△4,626

その他有価証券

		種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表 計上額が取得 原価を超える もの	株式		6	5	1
	債券		334	294	39
	国債		—	—	—
	地方債		—	—	—
	社債		334	294	39
	その他		1,370	1,339	30
	小 計		1,711	1,639	71
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えない もの	株式		—	—	—
	債券		34,047	37,836	△3,789
	国債		1,975	2,207	△231
	地方債		2,553	2,794	△240
	社債		29,518	32,835	△3,316
	その他		—	—	—
	小 計		34,047	37,836	△3,789
合 計		35,758	39,476	△3,717	

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	7,260	21	1,121
国債	2,015	21	323
地方債	179	—	20
社債	5,065	—	777
その他	30	0	—
合 計	7,290	22	1,121

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの

契約に係る融資未実行残高は12,011百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが5,629百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュフローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	246百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	497百万円
減価償却超過額	16百万円
資産除去債務	7百万円
減損損失否認償却超過額	146百万円
退職給付引当金	95百万円
その他	88百万円
繰延税金資産小計	1,099百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△246百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△771百万円
評価性引当額小計	△1,018百万円
繰延税金資産合計	80百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	－百万円
繰延税金負債合計	－百万円
繰延税金資産の純額	80百万円

(注)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：百万円)							
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	—	—	—	—	—	244	244
評価性引当金	—	—	—	—	—	244	244
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

28. 追加情報

令和8年4月に額面1,900百万円の有価証券を売却し、その結果105百万円の売却損を計上しました。

◆損益計算書

	2024年度 (自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)	2025年度 (自令和7年4月1日 至令和8年3月31日)
経常収益	2,728,607	3,047,610
資金運用収益	2,357,360	2,600,170
貸出金利息	1,213,684	1,301,926
預け金利息	317,678	515,796
有価証券利息配当金	793,768	745,532
その他の受入利息	32,230	36,914
役務取引等収益	277,506	281,948
受入為替手数料	120,662	121,201
その他の役務収益	156,844	160,746
その他業務収益	84,169	43,959
外国為替売買益	—	—
国債等債券売却益	50,659	21,906
その他の業務収益	33,510	22,053
その他経常収益	9,570	121,532
貸倒引当金戻入益	—	116,690
償却債権取立益	3,028	3,541
株式等売却益	5,232	—
その他の経常収益	1,309	1,301
経常費用	2,496,126	3,618,174
資金調達費用	114,302	401,927
預金利息	113,614	398,694
給付補填備金繰入額	309	2,866
その他の支払利息	378	367
役務取引等費用	227,362	233,599
支払為替手数料	31,380	31,828
その他の役務費用	195,982	201,771
その他業務費用	244,957	1,121,775
外国為替売買損	—	—
国債等債券売却損	226,178	1,121,769
国債等債券償還損	18,750	—
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	29	5
経費	1,826,688	1,839,897
人件費	1,160,034	1,157,341
物件費	606,304	615,736
税金	60,350	66,820
その他経常費用	82,814	20,974
貸倒引当金繰入額	47,609	—
貸出金償却	5,971	—
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	29,234	20,974
経常利益	232,480	△570,564
特別利益	37	7,805
固定資産処分益	—	2,543
その他の特別利益	37	5,262
特別損失	50,520	33,883
固定資産処分損	0	10,335
減損損失	50,520	23,548
税引前当期純利益	181,998	△596,641
法人税、住民税及び事業税	30,717	690
法人税等調整額	15,766	9,790
法人税等合計	46,483	10,480
当期純利益又は当期純損失（△）	135,514	△607,122
繰越金（当期首残高）	489,866	116,080
土地再評価差額金取崩額	—	196
当期末処分剰余金	625,381	△490,845

（注）

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純損失金額427円95銭
- その他の経常収益には、睡眠預金の整理金9千円を含んでおります。
- その他の経常費用には、債権売却による損失19,134千円及び偶発損失引当金繰入1,335千円を含んでおります。

当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失（千円）
上越市内	営業用店舗1ヶ所	土地・建物	2,235
	共有資産1ヶ所	土地	21,313

営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産をそれぞれグルーピングの最小単位としております。本部、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、資産グループ2ヶ所の帳簿価格を回収可能価格まで減額し、当該減少額23,548千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

◆剰余金処分計算書

（単位：円）

科 目	第102期 2024年度末	第103期 2025年度末
当期末処分剰余金	625,381,092	△490,845,439
特別積立金取崩額	—	600,000,000
利益準備金取崩額	5,001,000	9,563,000
剰余金処分額	514,301,958	14,110,131
普通出資に対する配当金	14,301,958	14,110,131
特別積立金	500,000,000	—
繰越金（当期末残高）	116,080,134	104,607,430

◆会計監査人による監査

令和6年度、令和7年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、会計監査人公認会計士 渡邊修氏の監査を受けております。

令和7年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和8年6月23日

上越信用金庫

理事長 日 馬 直 一

◆預金科目別残高

(単位：百万円・%)

科 目	2024年度			2025年度		
	平均残高	残 高	構成比	平均残高	残 高	構成比
当 座 預 金	4,984	6,507	2.9	5,431	8,109	3.6
普 通 預 金	127,021	124,254	56.5	128,200	124,846	56.5
貯 蓄 預 金	671	677	0.3	622	602	0.2
通 知 預 金	—	—	—	—	—	—
別 段 預 金	1,018	1,844	0.8	1,062	2,075	0.9
納 税 準 備 預 金	31	34	0.0	29	24	0.0
定 期 預 金	83,275	81,819	37.2	83,079	81,057	36.7
(うち固定金利定期預金)	(83,265)	(81,809)	(37.2)	(83,069)	(81,047)	(36.7)
(うち変動金利定期預金)	(10)	(10)	(0.0)	(10)	(10)	(0.0)
定 期 積 金	4,518	4,400	2.0	3,980	3,924	1.7
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
合 計	221,521	219,537	100.0	222,406	220,639	100.0

(注) 構成比は残高の構成比です。

◆預金・譲渡性預金残高

(単位：百万円・%)

区 分	2024年度		2025年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
流 動 性 預 金	131,438	59.8	133,558	60.5
うち有利息預金	118,621	54.0	119,109	53.9
定 期 性 預 金	86,220	39.2	84,981	38.5
うち固定金利定期預金	81,809	37.2	81,047	36.7
うち変動金利定期預金	10	0.0	10	0.0
そ の 他	1,878	0.8	2,099	0.9
計	219,537	100.0	220,639	100.0
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
合 計	219,537	100.0	220,639	100.0

◆預金・譲渡性預金平均残高

(単位：百万円・%)

区 分	2024年度		2025年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
流 動 性 預 金	132,677	59.8	134,254	60.3
うち有利息預金	118,634	53.5	119,480	53.7
定 期 性 預 金	87,793	39.6	87,059	39.1
うち固定金利定期預金	83,265	37.5	83,068	37.3
うち変動金利定期預金	10	0.0	10	0.0
そ の 他	1,049	0.4	1,092	0.4
計	221,521	100.0	222,406	100.0
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
合 計	221,521	100.0	222,406	100.0

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

◆預金者別預金残高

(単位：百万円・%)

内 訳	2024年度		2025年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
個 人	176,635	80.4	176,699	80.0
法 人	35,905	16.3	36,518	16.5
金 融 機 関	200	0.0	200	0.0
公 金	6,796	3.0	7,221	3.2
合 計	219,537	100.0	220,639	100.0

◆会員・会員外別預金残高

(単位：百万円・%)

内 訳	2024年度		2025年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
会 員	78,295	35.6	78,549	35.6
会 員 外	141,241	64.3	142,090	64.3
合 計	219,537	100.0	220,639	100.0

貸出金業務等

◆貸出金科目別残高

(単位：百万円・%)

科 目	2024年度			2025年度		
	平均残高	残 高	構成比	平均残高	残 高	構成比
割 引 手 形	303	189	0.2	145	120	0.1
手 形 貸 付	4,032	3,824	5.1	3,914	3,832	5.1
証 書 貸 付	63,342	63,890	86.4	63,583	64,408	86.5
当 座 貸 越	5,654	6,008	8.1	5,860	6,044	8.1
合 計	73,333	73,913	100.0	73,503	74,405	100.0
	うち固定金利	51,467	69.6	うち固定金利	51,878	69.7
	うち変動金利	22,445	30.3	うち変動金利	22,526	30.2

(注) 構成比は残高の構成比です。

◆貸出金業種別残高

(単位：百万円・%)

業 種 区 分	2024年度			2025年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	132	4,617	6.2	123	4,424	5.9
農 業、林 業	24	187	0.2	25	208	0.2
漁 業	2	2	0.0	2	1	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	400	6,981	9.4	390	6,691	8.9
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	5	549	0.7	5	549	0.7
運 輸 業、郵 便 業	22	636	0.8	21	633	0.8
卸 売 業、小 売 業	248	5,657	7.6	243	5,242	7.0
金 融 業・保 険 業	14	11,210	15.1	13	10,807	14.5
不 動 産 業	125	4,936	6.6	121	5,242	7.0
物 品 賃 貸 業	3	232	0.3	3	239	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	21	252	0.3	23	253	0.3
宿 泊 業	12	808	1.0	13	804	1.0
飲 食 業	135	1,089	1.4	134	982	1.3
生活関連サービス業、娯楽業	72	849	1.1	73	823	1.1
教 育、学 習 支 援 業	12	730	0.9	12	760	1.0
医 療、福 祉	50	2,184	2.9	51	2,133	2.8
そ の 他 の サ ー ビ ス	210	2,738	3.7	211	2,847	3.8
小 計	1,487	43,666	59.0	1,463	42,646	57.3
地 方 公 共 団 体	3	6,405	8.6	3	8,039	10.8
個 人	5,478	23,841	32.2	5,386	23,719	31.8
合 計	6,968	73,913	100.0	6,852	74,405	100.0

※業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。(注) 構成比は残高の構成比です。

◆会員・会員外別貸出金残高

(単位：百万円・%)

内 訳	2024年度		2025年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
会 員	52,560	71.1	51,719	69.5
会 員 外	21,353	28.8	22,685	30.4
合 計	73,913	100.0	74,405	100.0

◆使途別貸出金残高

(単位：百万円・%)

内 訳	2024年度		2025年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
設 備 資 金	30,199	40.8	29,722	39.9
運 転 資 金	43,713	59.1	44,682	60.0
合 計	73,913	100.0	74,405	100.0

◆貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

内 訳	2024年度	2025年度
当金庫預金積金	978	985
有 価 証 券	7	7
動 産	—	—
不 動 産	14,533	13,673
そ の 他	—	—
小 計	15,518	14,666
信用保証協会・信用保険	21,820	22,702
保 証	4,479	4,166
信 用	32,094	32,869
合 計	73,913	74,405

◆債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

内 訳	2024年度	2025年度
当金庫預金積金	—	—
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	90	48
そ の 他	—	—
小 計	90	48
信用保証協会・信用保険	—	—
保 証	21	18
信 用	120	63
合 計	232	130

有価証券等

◆商品有価証券

当金庫では該当ございません。

◆有価証券の種類別残高・平均残高

(単位：百万円)

区 分		2024年度		2025年度	
		期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	満 期 保 有 目 的	—	—	—	—
	そ の 他 の 目 的	4,188	5,644	1,975	3,259
	合 計	4,188	5,644	1,975	3,259
地 方 債	満 期 保 有 目 的	—	—	—	—
	そ の 他 の 目 的	2,289	1,733	2,553	2,825
	合 計	2,289	1,733	2,553	2,825
政 府 保 証 債	満 期 保 有 目 的	—	—	—	—
	そ の 他 の 目 的	255	354	169	273
	合 計	255	354	169	273
公 社 公 団 債	満 期 保 有 目 的	—	—	—	—
	そ の 他 の 目 的	93	99	0	0
	合 計	93	99	0	0
金 融 債	満 期 保 有 目 的	—	—	—	—
	そ の 他 の 目 的	1,071	1,076	1,458	1,414
	合 計	1,071	1,076	1,458	1,414
事 業 債	満 期 保 有 目 的	120	120	60	102
	そ の 他 の 目 的	36,557	40,265	28,219	36,428
	合 計	36,677	40,385	28,279	36,531
株 式	満 期 保 有 目 的	—	—	—	—
	そ の 他 の 目 的	29	29	30	29
	合 計	29	29	30	29
外 国 証 券	満 期 保 有 目 的	32,937	33,109	31,917	32,062
	そ の 他 の 目 的	1,239	1,266	1,286	1,270
	合 計	34,176	34,376	33,204	33,333
そ の 他 の 証 券	満 期 保 有 目 的	—	—	—	—
	そ の 他 の 目 的	58	338	83	59
	合 計	58	338	83	59
合 計	満 期 保 有 目 的	33,057	33,229	31,977	32,165
	そ の 他 の 目 的	45,785	50,809	35,777	45,562
	合 計	78,842	84,038	67,755	77,727

◆有価証券の残存期間別残高

【2024年度】

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	—	—	—	—	2,842	1,345	—	4,188
地 方 債	—	—	—	—	2,289	—	—	2,289
社 債	2,044	6,347	4,897	3,378	9,075	11,479	876	38,099
株 式	—	—	—	—	—	—	29	29
外 国 証 券	1,000	4,427	3,300	2,300	4,000	17,909	1,239	34,176
その他の証券	—	—	30	—	—	—	28	58

【2025年度】

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	—	—	—	—	1,621	353	—	1,975
地 方 債	—	—	—	634	1,918	—	—	2,553
社 債	2,329	5,528	5,801	4,048	3,655	7,665	877	29,907
株 式	—	—	—	—	—	—	30	30
外 国 証 券	2,909	3,100	2,200	2,800	3,500	17,408	1,286	33,204
その他の証券	—	—	34	—	—	—	49	83

有価証券等

◆有価証券の時価情報

・売買目的有価証券は該当ございません。

・満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	90	90	0	—	—	—
	そ の 他	3,026	3,075	49	2,608	2,628	19
	小 計	3,116	3,166	50	2,608	2,628	19
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	30	28	△1	60	60	0
	そ の 他	29,910	26,697	△3,213	29,309	24,662	△4,646
	小 計	29,940	26,726	△3,214	29,369	24,722	△4,646
合 計		33,057	29,892	△3,164	31,977	27,351	△4,626

(注) 1. 時価は期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は該当ございません。

・その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	5	5	0	6	5	1
	債 券	2,686	2,640	45	334	294	39
	国 債	2,548	2,524	23	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	137	115	22	334	294	39
	そ の 他	30	30	0	1,370	1,339	30
	小 計	2,721	2,675	46	1,711	1,639	71
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	41,771	45,338	△3,567	34,047	37,836	△3,789
	国 債	1,639	1,999	△359	1,975	2,207	△231
	地 方 債	2,289	2,394	△104	2,553	2,794	△240
	社 債	37,841	40,944	△3,102	29,518	32,835	△3,316
	そ の 他	1,267	1,299	△31	—	—	—
	小 計	43,039	46,637	△3,598	34,047	37,836	△3,789
合 計		45,760	49,313	△3,552	35,758	39,476	△3,717

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、投資信託です。
3. 市場価格のない株式及び組合出資金は本表に含まれておりません。

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額	
	2024年度	2025年度
非 上 場 株 式	24	24
そ の 他 の 証 券	—	—
合 計	24	24

◆金銭の信託の時価情報

・当金庫では該当ございません。

◆デリバティブ取引等の時価情報

・当金庫では該当ございません。

◆信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による		保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
				回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)		
破 産 更 生 債 権 及 び これらに準ずる債権	2024年度	459	459	292	166	100.00	100.00
	2025年度	424	424	234	190	100.00	100.00
危 険 債 権	2024年度	4,127	3,840	2,500	1,339	93.05	82.36
	2025年度	4,104	3,833	2,501	1,331	93.39	83.06
要 管 理 債 権	2024年度	251	170	145	25	67.95	23.76
	2025年度	225	100	94	6	44.58	4.86
	三 月 以 上 延 滞 債 権	2024年度	0	0	0	0.00	0.00
		2025年度	0	0	0	0.00	0.00
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	2024年度	251	145	25	67.95	23.76
		2025年度	225	94	6	44.58	4.86
小 計 (A)	2024年度	4,837	4,470	2,938	1,531	92.40	80.65
	2025年度	4,754	4,358	2,830	1,527	91.66	79.39
正 常 債 権 (B)	2024年度	69,364					
	2025年度	69,872					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	2024年度	74,202					
	2025年度	74,627					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

◆不良債権比率

区 分	2024年度	2025年度
金融再生法上の不良債権／債権額合計 (%)	6.51	6.37

◆貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

		期首残高	当 期 増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2024年度	325	314	—	325	314
	2025年度	314	100	—	314	100
個別貸倒引当金	2024年度	1,758	1,704	113	1,645	1,704
	2025年度	1,704	1,716	85	1,618	1,716
合 計	2024年度	2,084	2,018	113	1,971	2,018
	2025年度	2,018	1,816	85	1,933	1,816

◆貸出金償却額

(単位：千円)

区 分	2024年度	2025年度
貸 出 金 償 却	5,971	—

◆当金庫の自己資本の充実の状況等について ～定性的な事項～

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

・普通出資

①発行主体：上越信用金庫

②コア資本に係る基礎項目の額に参入された額：717百万円

令和6年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、地域のお客様からお預りしている出資金が該当します。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが特定分野に集中することなく、リスクの分散を図っております。（さらに、繰延税金資産につきましては、自己資本に占める割合も通減しており、ほとんど依存しておりません。）

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとの収支計画に基づく業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理の徹底を図っております。

また、信用リスクの評価については、信用リスクの計量化を行うとともに、信用格付制度の構築の為、インフラの整備を進めているところです。

信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会、理事会に報告する態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「資産自己査定規程」及び「貸倒償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分毎に計算された貸倒実績率により算定するとともに、その結果については、監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・(株)格付投資情報センター（R&I）
- ・(株)日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から取引先の倒産や財務状況の悪化などにより被る損失（信用コスト）を軽減するため、お取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。但し、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質などさまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅢに定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として地方公共団体保証、しんきん保証基金等保証会社、その他未担保預金等が該当します。そのうち地方公共団体保証は政府保証と同様に、また、しんきん保証基金等は適格格付機関が付与する格付により判定をしております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることのないようリスク分散に努めております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

購入にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」及び「資金運用基準」に則って取扱っております。

リスクの認識については、市場動向、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてリスク管理委員会、常勤理事会等に諮り、適切なリスク管理に努めております。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。

なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・(株)格付投資情報センター（R&I）
- ・(株)日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「オペレーショナル・リスク管理規程」に基づき、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務規程・要領」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

現状、一連のオペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、リスク管理委員会をはじめ、各種委員会にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会といった経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

（2）オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続手法

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託については、時価評価及び予想損失額（20%下落）によるリスク計測によって把握するとともに、金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を、リスク管理担当役員に報告するとともに、定期的にALM委員会、リスク管理委員会及び常勤理事会へ報告しております。

非上場株式、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金については、当金庫が定める「資金運用規程」及び「資金運用基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

（1）リスク管理の方針及び手続の概要

①リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクとは、金利が変化することによる資産と負債の経済価値の変化が資本に及ぼす影響や、金利上昇を起因とする有価証券の評価損失の資本への影響、低金利継続や期間ミスマッチ等を原因とした利息収入減少への影響が考えられます。当金庫ではこれらの影響を金利リスクととらえ、金利変化による資本への経済価値の影響、有価証券評価損失の資本に対する影響、将来利息収入減少の影響が一定以下になるようにリスク管理を行っています。

②リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

△EVE、100BPV、VaRを用いることで、金利変化時の資本への影響を計測しています。将来収入への影響については、△NIIやNIIを用いています。影響が自己資本の一定範囲を超える場合や利息収入の減少が想定される場合には、ALM委員会で金利リスクの削減や運用ポジションの検討を行っています。

③金利リスク計測の頻度

有価証券の評価損益の計測は日々、それ以外の計測は月次で行っています。報告は毎月ALM委員会で行っていますが、市況急変時にはALM委員会を臨時開催し、金利リスク削減の検討を行います。

④ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明

デリバティブ取引（国債先物や金利スワップ取引等）などによる金利削減取引は行っておりません。金利リスクを削減する場合には、当該ポジションを売却することによりリスク量を削減します。

（2）金利リスクの算定手法の概要

①開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII（銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下同じ）並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

（a）流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

（b）流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は2.5年です。

（c）流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

（d）固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

（e）複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算し、通貨間の相関等は考慮していません。また、資産または負債に占める割合が5%未満かつ重要性がないと判断した通貨については計測対象外としています。

（f）スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等）

割引金利にスプレッドは含めていますが、△EVE／△NII計算時にはスプレッド変動は考慮していません。

（g）内部モデルの使用等、△EVEと△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。

（h）前事業年度末の開示からの変動に関する説明
前年度と同様の方法で算出しております。

（i）計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

重要性テスト結果と監督上の基準値と比較することで、金利リスクの水準を認識しています。

②当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

（a）金利ショックに関する説明

1%金利上昇（100BPV）の採用（△EVEの場合、円金利のショック幅は同じですが、外貨金利の場合にはショック幅は異なります）、VaRを採用しています。

（b）金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NIIと大きく異なる点）

VaRを用いることで金利リスク測定時の市況変化を反映させた金利リスク量を測定しています。VaRでは金利以外に株価や為替リスクの影響も考慮しています。なお、VaRは統計的手法を用いたリスク計算手法であり、過去の市況変化が小さいときにはリスクが過小評価されるなどの問題が指摘されています。当金庫では、バックテストの実施や100BPV等をストレステストとして用いることでこのようなVaRの問題点を解決しています。

自己資本の充実の状況（定量的な事項）

1. 自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円、％）

項 目	2024年度	2025年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	11,047	10,407
うち、出資金及び資本剰余金の額	717	708
うち、利益剰余金の額	10,348	9,726
うち、外部流出予定額（△）	14	14
うち、上記以外に該当するものの額	△4	△13
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	314	100
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	314	100
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	11,362	10,508
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	26	27
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	26	27
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	26	27
自己資本		
自己資本の額 ((イ)－(ロ)) (ハ)	11,336	10,481
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	83,179	78,239
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△4,215	△4,215
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,899	4,477
フロア調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	87,079	82,716
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)／(ニ))	13.01	12.67

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実の状況（定量的な事項）

2. 自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	2024年度		2025年度	
	リスク・アセット等※1	所要自己資本額	リスク・アセット等※1	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	83,179	3,327	78,239	3,129
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー※2	86,591	3,463	81,536	3,261
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	150	6	108	4
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	21,677	867	23,574	942
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,021	80	2,021	80
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	31,897	1,275	25,833	1,033
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	6,483	259	5,998	239
トランザクター向け	197	7	190	7
不動産関連向け	9,639	385	9,281	371
自己居住用不動産等向け	5,799	231	5,514	220
賃貸用不動産向け	2,910	116	2,696	107
事業用不動産関連向け	530	21	706	28
その他不動産関連向け	399	15	363	14
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本証券等	3,216	128	3,167	126
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	1,887	75	1,782	71
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	302	12	278	11
取立未済手形	4	0	4	0
信用保証協会等による保証付	505	20	578	23
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	35	1	47	1
上記以外	10,790	431	10,881	435
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー	7,528	301	7,528	301
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,573	62	1,706	68
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	226	9	202	8
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部LAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	—	—	—	—
②証券化エクスポージャー※3	—	—	—	—
証券STC要件適用分	—	—	—	—
債券短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
③-1. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
③-2. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	804	32	918	36
ルック・スルー方式	804	32	918	36
マンドレート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1,250%）	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△4,215	△168	△4,215	△168
⑥CVAリスク相当額をパーセントで除して得た額（簡便法）	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額をパーセントで除して得た額	3,899	155	4,477	179
BI	2,599	—	2,985	—
BIC	311	—	358	—
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	87,079	3,483	82,716	3,308

- （注）1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
6. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
7. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項

（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高＜地域別・業種別・残存期間別＞

（単位：百万円）

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						延滞エク スポージャー	
			貸出金等、 オフ・バランス取引		債 券			
	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度
地域区分	205,804	207,205	74,015	74,505	54,400	44,471	5,084	4,887
業種区分	29,118	28,095	2,300	2,300	26,818	25,795	－	－
地 域 別 合 計	234,923	235,301	76,315	76,805	81,219	70,267	5,084	4,887
製 造 業	11,344	10,416	4,933	4,706	6,411	5,710	427	462
農 業、 林 業	215	235	215	235	－	－	4	3
漁 業	14	14	14	14	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業	8,284	8,028	7,983	7,727	300	300	1,099	866
電気・ガス・熱供給・水道業	17,051	12,393	0	0	17,051	12,393	－	－
情報・郵便業	1,104	1,105	586	587	500	500	－	－
運輸業、郵便業	2,166	1,458	658	651	1,201	500	41	32
卸売業、小売業	7,536	7,105	6,030	5,599	1,505	1,505	957	878
金融業、保険業	121,788	130,506	11,237	10,836	38,695	36,789	－	－
不動産業	8,014	7,573	5,206	5,466	2,798	2,097	217	135
物品賃貸業	4,545	4,452	239	246	4,304	4,204	1	1
学術研究、専門・技術サービス業	276	270	276	270	－	－	25	49
宿泊業	809	805	809	805	－	－	774	764
飲食業	1,421	1,363	1,421	1,363	－	－	229	222
生活関連サービス業、娯楽業	1,248	1,190	1,247	1,190	－	－	98	129
教育、学習支援業	772	801	772	801	－	－	－	－
医療・福祉	2,426	2,358	2,426	2,358	－	－	281	295
その他のサービス	3,865	4,578	3,237	3,299	627	567	220	258
国・地方公共団体等	14,395	13,915	6,412	8,054	7,821	5,696	－	－
個人	22,605	22,588	22,605	22,588	－	－	704	788
その他	5,035	4,136	－	－	－	－	－	－
業 種 別 合 計	234,923	235,301	76,315	76,805	81,219	70,267	5,084	4,887
1 年 以 下	30,784	37,537	9,885	9,157	3,051	5,269	－	－
1 年超 3 年以下	46,955	43,917	6,705	6,669	10,905	8,766	－	－
3 年超 5 年以下	16,246	17,294	6,045	7,178	8,400	8,361	－	－
5 年超 7 年以下	14,794	19,646	8,685	9,142	5,907	8,003	－	－
7 年超 10 年以下	53,644	48,475	14,557	13,909	18,986	11,465	－	－
1 0 年 超	63,389	57,558	29,325	29,561	33,063	27,497	－	－
期間の定めのないもの	9,109	10,871	1,110	1,185	904	904	－	－
残存期間別合計	234,923	235,301	76,315	76,805	81,219	70,267	－	－

- （注）1. 信用リスクエクスポージャーに係るデリバティブ取引はありません。
2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

●ページに記載してありますのでご覧下さい。

自己資本の充実の状況（定量的な事項）

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
製 造 業	183	170	△13	16	－	52	183	118	170	134	－	50
農 業 、 林 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業	421	449	31	22	3	18	418	431	449	453	7	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運 輸 業 、 郵 便 業	5	12	7	4	－	4	5	8	12	12	－	4
卸 売 業 、 小 売 業	361	279	－	△35	82	4	279	275	279	240	24	－
金 融 業 、 保 険 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不 動 産 業	77	77	－	△31	－	－	77	77	77	46	－	－
物 品 賃 貸 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	4	4	－	8	－	－	4	4	4	12	－	－
宿 泊 業	290	289	△1	15	－	－	290	289	289	304	－	1
飲 食 業	26	12	△3	5	11	1	15	11	12	16	9	－
生活関連サービス業、娯楽業	38	36	△1	1	1	－	37	36	36	37	－	－
教 育 、 学 習 支 援 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医 療 、 福 祉	155	148	△7	28	－	－	155	148	148	176	－	－
そ の 他 の サ ー ビ ス	25	57	45	1	13	－	12	57	57	58	0	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	169	166	△3	59	－	3	169	163	166	222	－	－
合 計	1,758	1,704	58	97	113	85	1,645	1,618	1,704	1,716	41	56

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	2024年度					
現金	2,695	－	2,695	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,683	－	4,683	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	539	－	539	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	8,819	－	8,819	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	120	－	120	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	1,633	－	1,501	－	150	10
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	96,308	－	96,308	－	21,677	23
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,905	－	6,905	－	2,021	29
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	63,339	3,345	62,500	457	31,897	51
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	13,247	17,450	12,303	901	6,483	49
トランザクター向け	－	13,688	－	565	197	35
不動産関連向け	19,760	－	19,701	－	9,639	49
自己居住用不動産等向け	15,100	－	15,071	－	5,799	38
賃貸用不動産向け	3,409	－	3,394	－	2,910	86
事業用不動産関連向け	573	－	568	－	530	93
その他不動産関連向け	677	－	666	－	399	60
A D C向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	2,912	－	2,912	－	3,216	110
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	1,625	56	1,605	13	1,887	117
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	421	－	417	－	302	72
取立未済手形	21	－	21	－	4	20
信用保証協会等による保証付	8,587	660	8,587	66	505	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	35	－	35	－	35	100
合計					75,800	

自己資本の充実の状況（定量的な事項）

（単位：百万円）

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	2025年度					
現金	2,609	－	2,609	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,374	－	2,374	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	521	－	521	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	10,853	－	10,853	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	95	－	95	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	1,153	－	1,153	－	108	9
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	106,297	－	106,297	－	23,574	22
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,905	－	6,905	－	2,021	29
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	55,978	2,998	55,069	366	25,833	47
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	12,881	18,151	11,976	885	5,998	47
トランザクター向け	－	13,296	－	546	190	35
不動産関連向け	19,232	－	19,153	－	9,281	48
自己居住用不動産等向け	14,693	－	14,668	－	5,514	38
賃貸用不動産向け	3,183	－	3,160	－	2,696	85
事業用不動産関連向け	726	－	719	－	706	98
その他不動産関連向け	629	－	605	－	363	60
A D C向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	2,413	－	2,411	－	3,167	131
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	1,555	71	1,530	28	1,782	114
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	409	－	409	－	278	68
取立未済手形	23	－	23	－	4	20
信用保証協会等による保証付	8,620	690	8,620	69	578	7
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	36	－	36	－	47	130
合計					70,654	

（注）1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

自己資本の充実の状況（定量的な事項）

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	2024年度															
現金	2,695	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,683	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	539	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	8,819	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	120	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	1,501	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	78,163	—	15,138	—	—	—	—	—	—	3,006	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	2,500	—	3,403	—	—	—	—	—	—	1,001	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	2,512	300	—	13,446	—	—	—	—	—	500	—	—	27,844	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	565	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	565	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	1,019	688	1,696	—	40	—	1,134	—	274	1,501	—	807	2
自己居住用不動産等向け	—	—	—	1,019	688	1,347	—	—	—	1,134	—	—	1,501	—	—	2
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	349	—	40	—	—	—	274	—	—	141	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	666	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	279	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	3,602	5,050	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	22,973	6,852	—	92,650	688	16,834	—	40	—	1,635	—	839	32,631	—	807	2

自己資本の充実の状況（定量的な事項）

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	2024年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,695
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,683
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	539
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,819
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	120
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,501
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	96,308
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,905
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	-	7,922	-	8,746	-	-	1,685	-	-	-	-	-	-	-	-	-	62,957
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	12,123	-	-	-	-	515	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,204
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	565
不動産関連向け	9,573	453	-	-	78	-	-	2,139	290	-	-	-	-	-	-	-	19,701
自己居住用不動産等向け	9,374	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15,071
賃貸用不動産向け	-	449	-	-	-	-	-	2,139	-	-	-	-	-	-	-	-	3,394
事業用不動産関連向け	199	-	-	-	78	-	-	-	290	-	-	-	-	-	-	-	568
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	666
A D C向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	2,302	-	-	-	-	609	-	-	-	-	2,912
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	260	-	-	-	-	1,078	-	-	-	-	1,618
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	417	-	-	-	-	-	-	-	-	-	417
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,653
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35
合計	9,573	20,499	-	8,746	78	-	5,217	2,139	290	-	-	1,687	-	-	-	-	224,191

自己資本の充実の状況（定量的な事項）

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	2025年度															
現金	2,609	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,374	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	521	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	10,853	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	95	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	70	1,083	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	87,154	-	17,139	-	-	-	-	-	-	2,003	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	2,500	-	3,403	-	-	-	-	-	-	1,001	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	2,513	-	-	13,245	-	5,013	-	-	-	-	-	-	22,201	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	7	-	6,297	-	-	-	-	-	-	-	325	535	-	-	-
トランザクター向け	0	-	-	220	-	-	-	-	-	-	-	325	-	-	-	-
不動産関連向け	-	1	-	8,086	300	1,145	-	58	-	434	-	90	823	-	779	-
自己居住用不動産等向け	-	1	-	8,086	300	696	-	-	-	434	-	-	823	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	448	-	58	-	-	-	90	-	-	174	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	605	-
A D C向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	12	-	99	-	-	-	-	-	-	-	-	245	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	7	-	145	-	-	-	-	-	-	-	-	16	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	2,900	5,789	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	21,938	6,902	-	115,052	300	23,298	-	58	-	434	-	416	25,824	-	779	-

自己資本の充実の状況（定量的な事項）

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																その他	合計
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%				
	2025年度																	
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,609
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,374
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	521
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,853
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	95
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,153
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	106,297
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,905
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	-	2,209	-	8,875	-	-	1,378	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	55,436
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	5,486	-	-	-	-	209	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,862
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	546
不動産関連向け	4,517	371	-	-	37	-	-	2,016	489	-	-	-	-	-	-	-	-	19,153
自己居住用不動産等向け	4,324	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,668
賃貸用不動産向け	-	371	-	-	-	-	-	2,016	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,160
事業用不動産関連向け	192	-	-	-	37	-	-	-	489	-	-	-	-	-	-	-	-	719
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	605
A D C向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,411	-	-	-	-	-	2,411
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	327	-	-	-	-	874	-	-	-	-	-	1,559
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	240	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	409
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,689
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36	-	-	-	-	36
合計	4,517	8,067	-	8,875	37	-	2,155	2,016	489	-	-	3,285	36	-	-	-	-	224,486

ヘ．リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円、％）

2024年度				
告示で定める リスク・ウェイト 区分（％）	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 （％）	資産の額及び 与信相当額の合計額 （CCF・信用リスク 削減効果適用後）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	151,842	3,606	10	152,179
40%～70%	39,521	11,543	10	39,844
75%	15,040	2,936	12	14,470
80%	-	-	-	-
85%	9,062	2,843	13	8,738
90%～100%	5,134	562	20	4,951
105%～130%	2,437	-	-	2,429
150%	1,582	19	10	1,576
250%	-	-	-	-
400%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合 計	224,620	21,512	11	224,191

（単位：百万円、％）

2025年度				
告示で定める リスク・ウェイト 区分（％）	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 （％）	資産の額及び 与信相当額の合計額 （CCF・信用リスク 削減効果適用後）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	167,212	3,527	10	167,550
40%～70%	31,651	11,242	10	31,972
75%	8,691	4,068	10	8,067
80%	-	-	-	-
85%	9,436	2,949	11	8,875
90%～100%	2,201	108	41	2,192
105%～130%	2,525	-	-	2,506
150%	3,299	16	10	3,285
250%	36	-	-	36
400%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合 計	225,055	21,912	10	224,486

（注） 「CCFの加重平均値（％）」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

自己資本の充実の状況（定量的な事項）

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	935	956	37,283	34,257	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	—	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
①派生商品取引合計	—	30	—	7
(i)外国為替関連取引	—	30	—	7
(ii)金利関連取引	—	—	—	—
(iii)金関連取引	—	—	—	—
(iv)株式関連取引	—	—	—	—
(v)貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—
(vi)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	—	30	—	7

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合 ロ. 投資家の場合

・該当ございません。 ・該当ございません。

7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	2024年度		2025年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	5	5	6	6
非上場株式等	1,342	1,342	1,342	1,342
合 計	1,347	1,347	1,348	1,348

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
売 却 益	5	—
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
評 価 損 益	△3,552	△3,718

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

・該当ございません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	1,286	3,163
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1,250%）を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ		ハ	
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	7,082	8,517	11	25
2	下方パラレルシフト	—	—	—	—
3	スティープ化	5,378	6,641	—	—
4	フラット化	—	—	—	—
5	短期金利上昇	—	—	—	—
6	短期金利低下	—	—	—	—
7	最大値	7,082	8,517	11	25
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	10,481		11,336	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

◆主な経営指標の推移

(単位：千円、残高欄は単位：百万円)

項 目		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
利 益	経 常 収 益	2,505,637	2,470,190	2,496,503	2,728,607	3,047,610
	経 常 利 益 (△経常損失)	212,831	176,584	232,782	232,480	△570,564
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)	217,640	202,204	197,566	135,514	△607,122
残 高	出 資 総 額	732	728	722	717	708
	出 資 総 口 数 (口)	1,464,317	1,457,316	1,445,446	1,435,444	1,416,318
	純 資 産 額	10,800	9,335	9,136	7,529	6,723
	総 資 産 額	232,668	230,445	230,398	228,331	228,570
	預 金 積 金 残 高	220,401	219,775	219,900	219,537	220,639
	貸 出 金 残 高	72,792	72,385	72,105	73,913	74,405
	有 価 証 券 残 高	85,829	83,265	82,910	78,842	67,755
そ の 他	単体自己資本比率 (%)	13.01	13.74	13.64	13.01	12.67
	出資に対する配当金 (出資1口当たり) (円)	14,532	14,490	14,418	14,301	14,110
		9	9	9	9	9
	職 員 数 (名)	167	161	147	151	156
	男 子 職 員 数	95	94	82	84	82
	女 子 職 員 数	72	67	65	67	74

- (注) 1. 残高計数は期末現在のものです。
2. 自己資本比率は国内基準により算出しております。
3. 令和8年3月末の配当率は年2%とさせていただきます。
4. 職員の数は、嘱託を含みパートを除いた数です。

◆主な利益率

(単位：%)

区 分	2024年度	2025年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.09	△0.24
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.05	△0.25

(注) 総資産利益率とは、経常利益や当期純利益の総資産（債務保証見返を除く）平均残高に対する比率です。

◆利 鞘

(単位：%)

項 目	2024年度	2025年度
資 金 運 用 利 回 り	1.02	1.12
資 金 調 達 原 価 率	0.86	0.99
総 資 金 利 鞘	0.16	0.13

(注) 総資金利鞘とは、資金運用勘定の利回りから資金調達原価率を差引いたものです。

◆預貸率の期末値・期中平均値

(単位：%)

区 分	2024年度		2025年度	
	期末値	平均値	期末値	平均値
預 貸 率	33.66	33.10	33.72	33.04

(注) 預貸率とは、預金に対する貸出金の比率です。

◆預証率の期末値・期中平均値

(単位：%)

区 分	2024年度		2025年度	
	期末値	平均値	期末値	平均値
預 証 率	35.91	37.93	30.70	34.94

(注) 預証率とは、預金に対する有価証券の比率です。

◆役職員一人当たり・一店舗当たり
預金貸出金残高

(単位：百万円)

区 分		2024年度	2025年度
役職員一人当たり	預 金 残 高	1,398	1,361
	貸 出 金 残 高	470	459
一 店 舗 当 たり	預 金 残 高	15,681	15,759
	貸 出 金 残 高	5,279	5,314

◆業務純益・業務粗利益

(単位：千円)

項 目	2024年度	2025年度
業 務 純 益	351,604	△652,886
実 質 業 務 純 益	340,725	△652,886
コ ア 業 務 純 益	534,994	446,976
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	534,994	446,835
業 務 粗 利 益	2,132,414	1,168,775
資 金 利 益	2,243,058	2,198,242
役 務 取 引 等 利 益	50,143	48,349
そ の 他 業 務 利 益	△160,788	△1,077,815
業 務 粗 利 益 率 (%)	0.92	0.50

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。
4. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100

◆資金運用・役務取引等・その他業務収支

(単位：千円)

項 目	2024年度	2025年度
資 金 運 用 収 支	2,243,058	2,198,242
資 金 運 用 収 益	2,357,360	2,600,170
貸 出 金 利 息	1,213,684	1,301,926
預 け 金 利 息	317,678	515,796
有価証券利息配当金	793,768	745,532
その他の受入利息	32,230	36,914
資 金 調 達 費 用	114,302	401,927
預 金 利 息	113,923	401,560
借 用 金 利 息	—	—
その他の支払利息	378	367
役 務 取 引 等 収 支	50,143	48,349
役 務 取 引 等 収 益	277,506	281,948
受入為替手数料	120,662	121,201
その他の受入手数料	156,844	160,746
役 務 取 引 等 費 用	227,362	233,599
支払為替手数料	31,380	31,828
その他の支払手数料	2,654	2,413
その他の役務取引等費用	193,328	199,357
そ の 他 の 業 務 収 支	△160,788	△1,077,815
そ の 他 業 務 収 益	84,169	43,959
外国為替売買益	—	—
国債等債券売却益	50,659	21,906
その他の業務収益	33,510	22,053
そ の 他 業 務 費 用	244,957	1,121,775
外国為替売買損	—	—
国債等債券売却損	226,178	1,121,769
国債等債券償還損	18,750	—
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	29	5

◆受取利息・支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	2024年度		2025年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
受 取 利 息 (資金運用勘定利息計)	2,357,360	144,322	2,600,170	242,809
支 払 利 息 (資金調達勘定利息計)	114,302	103,040	401,927	287,625

◆資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り

(単位：百万円・%)

項 目	2024年度			2025年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	230,524	2,357	1.02	231,237	2,600	1.12
うち 貸出金	73,333	1,213	1.65	73,503	1,301	1.77
うち 預け金	70,894	317	0.44	77,655	515	0.66
うち 有価証券	84,038	793	0.94	77,727	745	0.95
資金調達勘定	221,597	114	0.05	222,479	401	0.18
うち 預金積金	221,521	113	0.05	222,406	401	0.18

◆会員数

(単位：人)

区 分	2024年度末	2025年度末
会 員 数	16,081	15,744
個 人	14,355	14,033
法 人	1,726	1,711

◆報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	85

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。(期中に退任した者を含む)

2. 上記の内訳は、「基本報酬」72百万円、「賞与」0百万円、「退職慰労金」13百万円となっております。
なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和7年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

店舗のご案内

◆店舗とキャッシュコーナーのご案内

令和8年6月末現在

店舗名・店舗コード (金融機関コード1376)			所 在 地	電 話・FAX	窓口営業時間	キャッシュコーナーご利用時間		
						平 日	土曜日	日曜・祝日
上 越 市	本 店	001	942－0001 上越市中央1丁目11番1号	電話 025(546)7600 FAX 025(544)7863	9:00～11:30 12:30～15:00	8:30～19:00	8:30～17:00	9:00～17:00
	柿 崎 支 店	003	949－3216 上越市柿崎区柿崎6221番地11	電話 025(536)2228 FAX 025(536)2557	9:00～11:30 12:30～15:00	8:30～19:00	8:30～17:00	9:00～17:00
	大 湯 支 店	004	949－3112 上越市大湯区土底浜3025番地	電話 025(534)2724 FAX 025(534)4113	9:00～11:30 12:30～15:00	8:30～19:00	8:30～17:00	9:00～17:00
	は れ ま ち 支 店	005	943－0821 上越市土橋2565番地	電話 025(524)4125 FAX 025(525)3454	9:00～11:30 12:30～15:00	8:00～21:00	8:30～19:00	9:00～19:00
	名 立 支 店	006	949－1602 上越市名立区名立大町365番地1 名立区総合事務所内	電話 025(537)2311 FAX 025(537)2357	9:00～12:00 13:00～15:00	8:30～19:00	8:30～17:00	9:00～17:00
	浦川原支店	007	942－0306 上越市浦川原区有島69番地2	電話 025(599)2016 FAX 025(599)2143	9:00～11:30 12:30～15:00	8:30～19:00	8:30～17:00	9:00～17:00
	有 田 支 店	008	942－0061 上越市春日新田2丁目5番27号	電話 025(543)1122 FAX 025(544)4091	9:00～11:30 12:30～15:00	8:00～21:00	8:30～19:00	9:00～19:00
	五 智 支 店	009	942－0084 上越市五智新町10番18号	電話 025(543)5222 FAX 025(543)4696	9:00～11:30 12:30～15:00	8:30～19:00	8:30～17:00	9:00～17:00
	昭和町支店	011	943－0893 上越市大貫4丁目6番3号	電話 025(522)3655 FAX 025(522)0527	9:00～11:30 12:30～15:00	8:00～21:00	8:30～19:00	9:00～19:00
	高 田 中 央 支 店	014	943－0832 上越市本町3丁目1番9号	電話 025(523)2117 FAX 025(525)6202	9:00～11:30 12:30～15:00	8:30～19:00	8:30～17:00	9:00～17:00
	稲 田 支 店	015	943－0154 上越市稲田3丁目6番1号	電話 025(524)3515 FAX 025(525)7501	9:00～11:30 12:30～15:00	8:30～19:00	8:30～17:00	9:00～17:00
	南 支 店	017	943－0841 上越市南本町3丁目8番9号	電話 025(524)2311 FAX 025(525)6204	9:00～11:30 12:30～15:00	8:30～19:00	8:30～17:00	9:00～17:00
	大学前支店	021	943－0807 上越市春日山町2丁目6番6号	電話 025(522)4822 FAX 025(525)9576	9:00～11:30 12:30～15:00	8:00～21:00	8:30～19:00	9:00～19:00
糸魚川市	能 生 支 店	010	949－1352 糸魚川市大字能生2482番地1	電話 025(566)4141 FAX 025(566)2971	9:00～11:30 12:30～15:00	8:30～19:00	8:30～17:00	9:00～17:00

※本店、柿崎支店、大湯支店、はれまち支店、浦川原支店、有田支店、五智支店、昭和町支店、高田中央支店、稲田支店、南支店、大学前支店、能生支店は、
11時30分～12時30分までの間、窓口を休業させていただきます。
※名立支店は12時00分～13時00分までの間、窓口を休業させていただきます。

◆店舗外キャッシュコーナーのご案内

設 置 場 所	キャッシュコーナーご利用時間		
	平 日	土 曜 日	日曜・祝日
エルマール	10:00～19:00	10:00～19:00	10:00～19:00
イオン上越店			

◆その他

施 設 名	所 在 地	電 話・FAX	営 業 時 間
相談テラス「Jimotto」	943-0821 上越市土橋2565番地	電話 025(520)8115 FAX 025(525)7500	9:00～11:30 12:30～17:00

